



暑中お見舞い
申し上げます

桶屋事務所だより



編集発行人
桶屋税理士事務所
税理士 桶屋泰三

〒930-0096
富山市舟橋北町7-15
TEL.076(441)2322・FAX076(441)1999
<http://okeya.zei-mu.jp>

◆ 8月の税務と労務

8月

(英月) AUGUST

11日・山の日

- 国 税**／7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税**／6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税**／12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税**／9月、12月、3月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合) 8月31日
- 国 税**／個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税**／個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日
- 地方税**／個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	.	.	.



国の借金 国債と借入金、それに政府短期証券の残高を合わせた、いわゆる「国の借金」は今年3月末現在で1,241兆3,074億円と6年連続で過去最大を更新しています。医療や介護、年金などの社会保障費や新型コロナ対策への財政出動が要因で、日本の人口(約1億2,273万人)を基にした単純計算で国民1人当たりの借金は1,011万円超となっています。

消費税の課否判定 (Q & Aを交えて)

消費税のインボイス制度が来年10月から開始されるなど、税制では消費税関係が話題となっています。

一方、消費税においては、昔から経理担当者から解りにくいとの声も少なくないのが、「課否判定」です。

そこで今回は、消費税の課否判定についてQ & Aを交えながら確認してみます。

一 課税対象等の分類▼▼▼▼▼

消費税の課税対象等を分類すると図表のようになります。

図表

消費税の課否判定

課税対象	課税
	免税
	非課税
課税対象外	不課税

そして課税対象とされるのは、次の4つの要件の全てに該当するものとされています。

① 国内において行うもの(国内取引)であること

資産の譲渡又は貸付けが行われる場合において、その資産の所在する場所が国内であれば国内取引であり、国外であれば、課税対象外となります。

また、役務の提供が行われた場所が国内であれば、国内取引になり、国外であれば、課税対象外になります。

② 事業者が事業として行うものであること

法人が行う取引は全て「事業として」取り扱われますが、個人事業者の場合は、事業者の立場と消費者の立場とを兼ねてい

ますので区分して取り扱う必要があります。

③ 対価を得て行うものであること

寄附金、補助金などは、一般的に資産の譲渡等の対価に該当しないため、原則として課税対象になりません。

④ 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること

以上①～④の要件に1つでも該当しない取引は、消費税の課税対象外、いわゆる不課税取引となります。

二 免税▼▼▼▼▼

国際間の取り決めで、「消費地課税主義」という見地から課税事業者が輸出取引や国際輸送などの輸出に類似する取引として行う課税資産の譲渡等については、消費税が免除されます。

三 非課税▼▼▼▼▼

課税対象となる取引であって、消費という概念になじまないものや社会政策的な配慮から、以下のようなものは、課税が適当でない取引(非課税取引)とされています。

〈消費という概念になじまないもの〉

- ・土地(土地の上に存する権利を含みます)の譲渡及び貸付け(一時的に使用される場合等は除きます)

- ・有価証券、有価証券に類するもの、支払手段(収集品及び販売用は除きます)及び支払手段に類するものの譲渡

- ・利子を対価とする貸付金その他の特定の資産の貸付け及び保険料を対価とする役務の提供等

- ・特定の場所で行う郵便切手類、印紙及び証紙や、商品券、プリペイドカードなど物品切手等の譲渡

- ・国、地方公共団体等が、法令に基づき徴収する手数料等に係る役務の提供や外国為替業務に係る役務の提供

〈社会政策的な配慮に基づくもの〉

- ・公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類する資産の譲渡等

- ・介護保険法の規定に基づく、居宅・施設・地域密着型介護サービス等、社会福祉法に規



- ・定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等
- ・医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による、助産に係る資産の譲渡等
- ・墓地、埋葬等に関する法律に規定する埋葬・火葬に係る埋葬料・火葬料を対価とする役務の提供
- ・一定の身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造、又は機能を有する物品の譲渡、貸付等
- ・学校、専修学校、各種学校等の授業料、入学金・入学検定料、施設設備費等
- ・教科用図書の譲渡
- ・住宅の貸付け（1か月未満の貸付けなどは除きます）

四 Q & A

最後に課税、非課税、免税、不課税の区分に仕訳するのがわかりにくい取引等を中心にQ & Aで確認していきます。

Q 1

売上は一般的には、消費税が課税となるものが大多数と思われるますが、非課税・免税・不課税となるものには、どのようなものがあるか教えてください。

A

主なものに分類すると、次のとおりです。

- ◆非課税とされるもの：病院等の社会保険診療収入、百貨店等の商品券等の販売代金、土地売却代金
- ◆免税とされるもの：輸取出引等収入
- ◆不課税とされるもの：国外取引収入

Q 2

交際費は、消費税の課否判定の判断が難しいところとされていますが、主な区分を教えてください。

さい。

A

主な区分としては、以下のとおりとなります。

- ◆課税：接待飲食費、ゴルフプレー代、招待旅行、生花代等
- ◆不課税：慶弔費、共済、商品券やクオカードなど物品切手の贈答（贈与）

Q 3

人件費関係等における消費税の課否判定を教えてください。

A

役員との委任契約や従業員との雇用契約に基づく労働の対価であり、「事業」として行う資産の譲渡等の対価に当たらないので、不課税とされます。以下、例示してみます。

- ◆不課税：役員報酬・賞与、従業員給与・賞与、退職金、法定福利費、出向料
- 一方、以下は、課税対象です。
- ◆課税：福利厚生費として支払う食事・制服・健康診断・社員旅行（国内）・運動会開催の費用、旅費交通費として支払う通勤手当・定期代・宿泊代・高速代・駐車料等

Q 4

支払手数料で注意すべき課否判定があれば教えてください。

A

次のような課税、非課税があります。

- ◆課税：販売手数料、紹介料、斡旋手数料、振込手数料
- ◆非課税：信販会社（カード）への手数料、行政手数料（各種証明書発行など）、海外送金手数料

Q 5

営業外収入は、課否判定が入り乱れて難しいところと一般的にされていますが、主なものについて教えてください。

A

営業外収入を見ると、以下のとおりです。

- ◆課税：自販機手数料、廃材売却代
- ◆非課税：預貯金・公社債等の利子、従業員社員寮費、有価証券売却代金
- ◆不課税：株式の配当金やその他の出資分配金、為替差益、受取保険金、時短要請協力金

暑中のご挨拶

暑中お見舞い申し上げます。

4月1日現在で普及率が約43%と伸び悩んでいるマイナンバーカードの普及に向け、政府はマイナポイント事業に力を入れています。今年9月末までにマイナンバーカードを取得してマイナポイントに申し込みを行いQRコード決済やクレジットカードなどのキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をすると、5000円を上限に利用金額の25%分のポイントが付与されます。さらに、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込や、公金受取口座の登録を行うとそれぞれ7500円相当のポイントを受けられます。

令和4年度税制改正においては、企業の積極的な賃上げ等を促すための賃上げ促進税制の見直しなど“成長と分配の好循環の実現”に向けた税制措置等が実施されました。一方、注目されていた相続・贈与の一体課税については、検討項目の記載に留まったことから来年度改正に盛り込まれるか気になるところです。

労務関係では、4月からパワーハラスメント防止法が中小企業等でも適用されています。パワハラ防止のための雇用管理上の措置が義務付けられ、対象にはパートや契約社員などの非正規労働者や派遣労働者も含まれています。また、10月からは短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の「特定適用事業所」及び「短時間労働者」の要件が見直され適用事業所が拡大されますので、対象事業所に該当するかどうか確認が必要です。皆様方のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

事業所税の損金算入時期

法人税法では、損金算入される租税公課とその損金算入時期が定められています。事業所税は申告納税方式による租税で、納税申告書を提出した事業年度に損金算入されます。また、更正または決定のあったものについては、その更正または決定があった事業年度に損金算入されます。

よって、原則として未払計上が認められていません。しかし、製造原価、工事原価その他これらに準ずる原価のうちに申告期限未到来の納付すべき事業に係る事業所税を損金経理により未払金計上したときは、その損金経理した事業年度に損金算入することができます。

これは、事業に係る事業所税は、その課税標準が給与総額と建物の床面積であるところから、費用収益の対応を考慮されているためです。

なお、仮決算による中間申告においてもこの取扱いの適用があります。

相続税の物納順位



相続税の納税資金が足りず物納を考えています。物納には順位があるそうですが、その順位を教えてください。



国税は金銭納付が原則ですが、相続税に限り延納でも金銭による納付が困難な場合は、納期限等までに物納手続関係書類を添えて申請書を提出すれば、納付困難な金額を限度に物納が認められます。

- 物納財産は、課税価格の計算の基礎となった次の財産及び順位で、管理処分不適格財産に該当しないものとされ、後順位の財産は、先順位の財産に相当なものがない場合等に限られます。
- ① 不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等
 - ② 不動産及び上場株式（物納劣後財産）
 - ③ 非上場株式等
 - ④ 非上場株式（物納劣後財産）
 - ⑤ 動産